

CICA（犯罪被害補償審査会）

1. 視察先：スコットランド、グラスゴー 犯罪被害補償審査会（Criminal Injuries Compensation Authority、CICA）
2. 視察日時：2016年2月29日 9：20～12：00
3. 視察目的：犯罪被害者対策先進国の犯罪被害補償制度（Criminal Injuries Compensation Scheme、CICS）を学ぶ
4. 対応者：ジリアン・ペイトン氏（Gillian Paton）（女性）マネージャー、勤続23年
サイモン・ライト氏（Simon Wright）（男性）判定困難ケース担当、勤続16年

5. 制度の概要^{-注1-}

- ① イギリス（イングランド及びウェールズ）では、1964年初めて犯罪被害者等に対する経済的支援制度であるCICSが創設され、現在では1995年犯罪被害補償法（The Criminal Injuries Compensation Act）及び2012年同法改正に基づく運用がなされている。
- ② 運営組織は、かつて内務省の管轄下、ロンドンに設置されていた犯罪被害補償委員会であったが、犯罪被害補償法の施行に伴い、ロンドン事務所は閉鎖され、1996年CICAがグラスゴーに開設された。現在の所轄官庁はイギリス法務省であり、スコットランド政府から業務委託を受け、約280名の職員（公務員）が稼働している。
- ③ 犯罪被害補償法の場所的適用範囲は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、その他（諸島など）であり（いわゆるグレート・ブリテン、Great Britain）、北アイルランドについては、類似の制度があるが、本制度の適用範囲外である。
UK（United Kingdom）はグレート・ブリテンに北アイルランドを加えた呼称であり、冒頭に対応者から「UK、英国のすべてをカバーしています」との説明があったが、その後のやりとりからすると北アイルランドはカバーしていないとの説明だと考えて良い。「その他」には、ブリテン島から離れた灯台のある島、英国籍の航空機（エアライン）やホバークラフト、船舶も含まれる。
- ④ 実績としては、2015年の取り扱い件数は約3万2,000件、補償金額1億7,600万ポンド（約300億円）であり、90%はオンラインで処理している。財源は税金である。^{-注2-}
- ⑤ 有罪が確定すると否とにかかわらず、犯罪被害が起きた確かさが50%以上であれば補償するとの裁定をしている。全ての裁定の基礎となるのは、蓋然性のバランスである。
- ⑥ CICA組織や制度の周知には、警察や法務省、内務省、被害者が出席する法廷、被害者団体が加わっている。

6. 聴取の内容

- ① 補償の対象となる犯罪は、グレート・ブリテンで発生した人の生命、身体を害する殺人、傷害、性的攻撃、暴行などの直接的な暴力攻撃に限らず、毒を盛るとか保護しなければならない子供などを放置して食事を与えないとか、ナイフやピストルを突きつけて恐怖を与えとか、精神的な被害を受けて被害者が自ら傷つけもしくは自殺する場合や、放火による身体的被害なども含まれる。

家族や恋人など自分に近い人に対する攻撃を目撃した場合の精神的被害もカバーする。しかし、交通犯罪や動物（犬など）による被害、スポーツ競技上の被害は対象に含まれない。

- ② 家庭や同棲している成人パートナー同士の間で発生した暴力は、「すでに同居していない」ことが補償の前提となる。結果として給付によって加害者が利益を得ることのないようにするためである。しかし子供が被害者の場合、子供は物理的に家から出ることが難しいので同居しているか否かは問題とならない。
- ③ 申請が可能な被害者は、英国市民、英国市民の親族、欧州連合（EU）・欧州経済領域（EEU）諸国民、人身売買の被害者もしくは亡命者、留学や仕事で一定期間英国に滞在している外国人（英国の居住者）^{-注3-}等であるが、イギリスに旅行に来ている外国人はカバーされない。

グレート・ブリテンで発生した犯罪に対する補償であるから、英国市民が外国で犯罪の被害に遭っても補償の対象とはならない。

- ④ 2010年、UK以外の国（海外）で発生したテロにより、イギリス国民が被ったテロ被害に対する補償がなされることになった。^{-注4-}
- ⑤ 被害者が受けた犯罪であっても、被害を警察に届け出なかったり、警察の捜査に協力しなかったりした場合も補償の申請ができない。「協力する」というのは、調書の作成や面通しの立会い、法廷に出席するなどのことを言う。

CICAは、警察から事件についての報告を受け、加害者の前科・前歴、身上などあらゆる情報を受け取る。申請者が協力的でないといった情報も受ける。

- ⑥ 申請者（被害者等）はCICAに対し、受けた心身の被害の医療的情報（被害を受けた身体の部所や程度、治療の経過など）を提供しなければならない。
- ⑦ 請求期限は2年間が原則である。被害が継続する場合は、最後に被害を受けたときを2年間の起算時とする。また性被害のように被害に遭った直後に警察に通報することがためられるような場合に、2年間を経過した後でも、場合によっては20年を経過した場合にも、警察に通報することによって補償の対象となる。
- ⑧ 補償が減額されたり、不支給になったりする場合として、被害者において事件発生の誘発行為がされた、例えば、被害者が加害者にひどい言葉を浴びせて、これが原因で加害者が被害者に傷害を与えた場合には、補償が不支給となることがある。

また、被害者に前科・前歴がある、薬の売人であるとかギャングのメンバーだとかが分かった場合は、減額されたり不支給になったりすることがある。^{-注5-}

労働災害の給付金など他の公的給付がダブった場合は減額調整の対象となる。^{-注6-}

- ⑨ 補償金は、年金で支払われるのではなく一時金として支払われる。例外的に例えば、子供が10歳の場合、18歳になるまでCICAの方で保管し、18歳になったときに、まとめて一時金としてその子供に支払われる。途中で親が支払いを要求してもCICAは断るように対応している。

本人が金銭管理ができない場合は、例外的に信託（トラスト）を利用して支払をすることもある。^{-注7-}

- ⑩ CICAの裁定に不服がある場合は、CICAに対し再審査請求が行うことができる。更に不服のある場合は、独立した審判所に訴えることで解決する。^{-注8-}
- ⑪ 1996年以前は、裁判所が損害額の算定をしたならば認められるであろう予測金額を補償額としていたが、1996年以降は、英国議会が障害等級表（Tariff Scheme, 以下「タリフ表」）^{-注9-}を作成し、この等級表に則ってCICAでの裁定が行われる。予測される判決の額というのは余りにも高額となるため、国家財政上現実的ではない。このため議会が独自のタリフ表を作成したものである。
- ⑫ 労働可能年数の上限は、英国も日本と同じく67歳である。タリフ表を適用するにあたっては、68歳以上の労働者の喪われた生涯賃金ということは想定されていない。^{-注10-}
- ⑬ 「日本法による損害賠償論では、被害者の死亡により遺族に支払う場合と傷害を受けたが治癒したケース、もしくは症状が固定し後遺障害が残ったケースにおいて被害者本人に支払う場合と、それぞれ区分して補償額の算定がなされている」ということだが、英国ではこうした考えに囚われることなく、これらすべてをカバーするタリフ表を作って対応している。

最も新しい2012年改革によると、例えば腕を失った、失明した、といった障害そのものに対する補償であり、将来の逸失利益の補償ではないという考え方がとられてタリフ表に反映されている。そして腕を失った、失明した被害者が現実に稼働できるかどうかを判断し、何らかの方法で稼働できる場合は、生涯賃金（逸失利益）は考慮しない。^{-注11-}しかし、全く働けなくなった場合にはじめて年間2,000ポンド（約32万円）がその状況が続く限り支払われる。身の回りの世話（食事、衛生、見守り）に要する費用も別途同様にその状況が続く限り支払われる。

障害が残って働けなくなった場合には、CICAとは別の政府機関である労働とか年金を扱う部署で救済措置がされている。

- ⑬-1 被害者が死亡したケース

遺族と認められた者に対し、一人頭で5,500ポンド（約90万円）が支払われる。経済的依存関係（専業主婦や18歳未満の子など）にある場合は、年金ではなく一時金で支払われる。^{-注12-}

遺族が何人かいて一人頭で5,500ポンドを合計しても50万ポンド（約8,000万円）が上限であり、それ以上は支払われない。

- ⑬-2 傷害を受けたが治癒したケース、もしくは症状が固定し後遺障害が残ったケース

タリフ表ではこの2つは、例えば非永続的・永続的とか、実質的な回復・継続的で重大な障害という表現でそれなりに判然と区別されている。

イ) タリフ表は、パートA：身体的・精神的の外傷、パートB：性的虐待・身体的虐待・その他の給付の二部構成になっている。

パートAは、レベルA1 (1,000 ポンド、約 16 万円) からレベルA20 (25 万ポンド、約 4,000 万円) まで、パートBは、レベルB1(1,000 ポンド)からレベルB15(4 万 4,000 ポンド、約 700 万円)までの補償基準額の定めがある。付属書として、障害等級表(一覧のもの)、索引、乗数表と割引係数表、「生存が予想される年齢表」がある。

タリフ表パートAは、第1等級 (1,000 ポンド) から第20等級 (25 万ポンド) まで傷害もしくは後遺障害の程度に応じて作成され、1,000 ポンドは、例えば単純骨折のようなものを、25 万ポンドは脳損傷や上肢・下肢レベルともに実質上の完全麻痺が残るケースなど深刻な後遺障害が想定されている。^{-注13-}

ロ) 全く稼働できない場合は、そのような被害の状況が続く限り、毎年 2,000 ポンド (約 32 万円) が別に加算されて支給される。

寝たきりになるなどの場合、生涯を通して掛かるケアのコスト (衛生、食事、見守りなど) が加算される場合があり、上限の第20等級、25 万ポンドを超える場合もある。^{-注14-}

- ⑭ 身体傷害によりもしくは性的虐待・性暴力によって精神的被害を受けた場合は精神的被害が補償の対象となる。身体傷害や性的被害ではない場合例えば侮辱された、名誉を傷つけられたことなどによる精神的被害は補償の対象とならない。^{-注15-}

性被害の結果、精神的被害を受けた場合、1,000 ポンドから 4 万 4,000 ポンドが支払われる (前述のタリフ表パートB参照) が、その場合の条件として、そうした精神的疾患が最低でも 6 週間持続することが必要であり、一般家庭医 (GP) ではなく精神科医などの専門家によってその旨診断されなければならない。短期もしくは一時的な精神的被害は対象にならない。

- ⑮ 困窮基金 (Hardship Fund) について

2012 年の改革で導入されたものであるが、一旦 VS (ビクティム・サポート) を通じて申請がされる制度になっていることもあって、そこでセレクトされ VS への年間約 1,300 件の申請に対し、VS を通ったケースが 16 件、CICS で認められたものが 8 件と少なくなっている。

この制度はイングランドとウェールズだけで実施されており、実際に被害者本人に収入がなくなり生活に困窮している場合に限って申請できる制度になっているため申請が少ない。一時金で 120 ポンド (約 2 万円) であり、これは 4 週間 (28 日間) 分の疾病手当と同額であって、非常に迅速に処理され支払いがされる。^{-注16-}

- ⑯ 被害者賦課金 (Victims Surcharge)

簡易裁判所の裁判官 (マジストレイト) が財産犯罪等に対して賦課する少額の課金であり、被害者補償に使われた場合 CICA の補償から差し引く。^{-注17-}

- ⑰ 犯罪により一時的に発生し緊急に必要とする費用、例えば犯行場所の修復や転居に要する費用、性犯罪の急性期医療に要する費用などについては、警察やビクティムサポート（VS）が担っており、CICA はかかわっていない。
- ⑱ 損害賠償命令（Compensation Order）^{-注 18-} について聴取ができなかった。
- ⑲ 求償についても、聴取ができなかった。^{-注 19-}

7. 考察

- ① CICA は 1996 年以前と以降の判断基準を変え、1996 年英国議会はタリフ表を作成して、裁判所による損害賠償算定論とは全く異なる基準を採用して補償をすることになった。

視察をするまでは、漠然と裁判所が算定するであろう損害賠償額を予測して補償の額が算出され、これに基づき迅速に国が補償を実行するというイメージだったが、全く異なることを知り、今後我が国が犯罪給付金等支援法とは別の補償制度を構築するうえでの参考になった。

なお、奥村論文 I（p.98）、II（p.210）には 2012 年改正によるタリフ表の見直しで、第 1 段階から第 5 段階に入る軽微な被害が排除されたとあるが、視察に際して入手した冊子「The Criminal Injuries Compensation Scheme 2012」のタリフ表（巻末の資料編。タリフ表独自ページ 53）には、レベル A1 に頭蓋の単純骨折が入っており、対応者の説明からだけでは具体的にどのように「見直されたのか」について未だ消化不良の部分が多い。

また奥村論文 I（p.98）では、「第 1 等級（£1,000）から第 25 等級（£25 万）までの範囲で認定された等級に従い給付される」とあり、この記述を前提とする質問「1 級から 25 級まで」と、この質問への対応者の回答「レベル 1 が 1,000 ポンド、25 が 25 万ポンドである」とある（本文 p.29）ので、等級の上限はレベル 25 までのように理解できた。しかし上記の冊子のタリフ表によると、前述 6 聴取の内容⑬-2 イ）記載のとおり、「レベル A1（1,000 ポンド）からレベル A20（25 万ポンド）までの範囲で補償基準額」を定めている。このタリフ表にレベル A21 からレベル A25 が存在しなくなったのは、前述の第 1 段階から第 5 段階の排除と関係するのかもしれないか、今ひとつ明確でない。奥村論文 II（p.212,213）には、2012 年改正で A 群と B 群に区分され、A 群の等級が第 1 等級から第 20 等級になった旨の説明があるものの、奥村論文 II を入手したのが本稿締切りの間際だったため、十分反映させることができていない。

- ② 被害者の死亡の場合の遺族に対する補償と、後遺障害や傷害の被害の場合の本人に対する補償とが同じタリフ表に反映されているとの対応者の説明だった（本文 p.28 「そうである。その中に死亡のところもある。」とある。）。上記の冊子のうち翻訳に回したのは、障害等級表以降の部分に限られたこともあり、タリフ表独自ページ 67 の「犯罪による致命傷」の項に「単一の近親者。B 9。1 万 1,000 ポンド」「複数の

近親者。B 6。5,500 ポンド」の記載があるものの、後述の「補償 50 万ポンド上限」の記載が見当たらない。

奥村論文 I (p.98 と p.100) には、被害者死亡の場合の遺族に対する補償 50 万ポンドの上限と、後遺障害等による本人に対する 25 万ポンド上限が判然区別して記述されていることから、タリフ表は別の個所に両者をそれなりに区別して規定していると思われる。翻訳に回されていない前半部分によると、「故人または遺族に支払われる補償の合計は 50 万ポンドを超えてはならない」との記述があることと見てとれることから、「致命的傷害」という表現で、前半部分には死亡に至ったケースが、後半部分には後遺障害が残ったケースが区別されて規律されていることを概ね理解することができる。なお、奥村論文 II (p.212, p.213) には、「B 群のその他の障害として、性暴力とは無関係の被害者が死亡した場合の遺族に対する裁定が挙げられる」「殺人罪や傷害致死罪等の被害で死亡した場合も B 群にあたる」との記述があり、上記の理解にも疑問が残るが、前述の理由で十分に解明ができていない。

8. 所感

英国における犯罪被害補償制度はどんどん進化を遂げているという感想を持った。対応者は「新しい考え方」であることを強調していた。

後遺障害（腕が失くなった、失明した）に対する補償は、タリフ表では腕が失くなった、失明したとの事象で捉えて迅速に補償額を決定し、休業補償もしくは逸失利益（生涯賃金）か否かは別として、現実に稼働できなくなったときに初めて別途附加する形で補償が考えられ、併せて年金など他の政府機関で救済が図られていることを知った。まさに「揺りかごから墓場まで」社会保障が行き届いた国での総合的な被害者補償制度である。

我が国では休業補償と逸失利益が明確に区分され、前者は傷害を受けた時から治癒もしくは症状固定に至るまでの間の休業実損害に対する補償であるのに対し、後者は死亡もしくは後遺障害による将来の得べかりし利益（ライプニッツもしくはホフマン係数を使って中間利息を差し引き現在の価格を算出する）の喪失に対する補償と捉えられており、このあたり翻訳の壁もあって上記附加する形で別途補償額を決定する場合に一定額なのか、それとも年金額なのかなど両者が判然と区別されているか否かを含めて十分に聴き取ることができなかった。

なお、翻訳の壁と言えば、「傷害（ケガをした）」と「障害（回復することのない症状が固定した心身の故障）」とを区別して質問したものの、同一の発音（ショウガイ）であるため対応者に十分伝わっていない部分もあったものと思われる。

田 村 裕

- 注 1 - 5①～③の一部は、奥村正雄 被害者学第 25 号 89 頁以下「イギリスにおける犯罪被害者対策の現状と課題」（以下「奥村論文 I」という）及び奥村正雄 全国被害者支援ネッ

トワーク平成 27 年度海外調査事業活動報告書への寄稿論文「イギリスにおける現行 2012 年版犯罪被害補償制度の概要」（以下「奥村論文Ⅱ」という）からの引用と参照である。

- 注 2- 奥村論文Ⅰ (p.97) 国の一般会計から 2012 年には約 3 億 2,400 万ポンドが拠出されている。奥村論文Ⅱ (p.210) によると、2014 年 3 月 31 日現在の給付総額は、2 億 7,300 万ポンドである。

なお、他の資料によると、1964 年 CICS 制度発足以降の累積支払い額は、約 30 億ポンド（約 4,800 億円）であり、世界で最も寛容で規模が大きいとされる。

- 注 3- 奥村論文Ⅱによると (p.210)、最低 6 ヶ月 UK に合法的に滞在していることが必要となった。

- 注 4- 奥村論文Ⅰ (p.101、102) によると、犯罪及び安全法 (The Crime and Security Act 2010) により導入され、海外テロ被害補償制度と称される。なお「補償を申請できる者として、英国国民に限らず EU、EEA 等の国民であって、テロ被害に遭う前の 3 年間イギリスに滞在した事実があれば、補償請求が可能である」とある。これを前提とする当方からの質問に対し、対応者 (S.W 氏) は「それはカバーしません。英国の国民でなければなりません」と回答した。

- 注 5- 奥村論文Ⅰ (p.98) によると、「執行済みでない前科のある場合は、ペナルティ・ポイント制として 1 点 (10%減額) から 10 点 (100%) まで裁量により減額給付される」とある。

- 注 6- 奥村論文Ⅱ (p.214) によると、タリフ表による補償額については、減額調整はなく、減額調整の対象となるのは、所得喪失の補償、特別の医療費などである。

- 注 7- 信託 (トラスト) とは、CICA がその補償金を第三者である受託銀行 (信託銀行) 等に引き渡し、受託銀行が補償を受けるべき本人にその補償金 (元利金) を年金払いの形で渡していく方法をいう (文責担当者田村裕のコメント)。奥村論文Ⅱ (p.214) によると、一括払いの代わりに年金保険契約 (Annuity) により年金形式で受け取ることが可能だとある。

- 注 8- 奥村論文Ⅰ (p.101) によると、再審査請求に不服のある場合は、第一段階審査会 (First-tier Tribunal) に上訴が可能である。「対象は 1996 年以降に CICA が行った裁定である」とある。

- 注 9- タリフ表については、巻末の資料編参照のこと。なお「Tariff of Injuries」を障害等級表と翻訳した。

- 注 10- 日本法による賠償額の算定によると、68 歳以上の現に稼働している労働者についても平均余命の 2 分の 1 に対応する逸失利益 (年金受給者は平均余命そのものである) が損害額として認められているのと対比した説明である (文責担当者田村裕のコメント)。

- 注 11- 日本法による損害賠償論では、逸失利益を計算する場合には、労働能力喪失率で計算する考え方と、実質的な所得の低下を考慮して計算する考え方 (実質説) とに分かれるが、2012 年改革の新しい英国の考え方では、タリフ表の反映にはこうした逸失利益の計算という考え方そのものを捨てているように見える (文責担当者田村裕のコメント)。

- 注 12- 奥村論文Ⅰ (p.100) によると、「標準の補償額は 1 万 1,000 ポンドであるが、申請者が 2 名以上の場合は各人につき 5,500 ポンドである。また、遺族が被害者の収入に依存している場合、例えば、配偶者 (専業主婦である妻) の場合は被害者が定年退職になるまで、児童の場合は就学期間の終了までの期間に応じて給付される。遺族が 18 歳未満の未成年者であって、近親者が犯罪被害に遭うなどして養育費がまかなわれなくなった場合 (ちなみに英国では学費は無料)、年額 2,000 ポンドが加算されて給付される。」、とある。

なお、遺族という場合、被害者の両親や被害者の子、配偶者だけでなく、被害者のパートナー、元配偶者、元パートナーであって死亡直前まで配偶者の収入に依存していた者も含まれる。

-注 13- 奥村論文 I (p.98) によると、「2012 年の改正で、タリフ表の第 1 等級から第 5 等級の間で、より支援が必要な障害を決定し、第 5 等級に入っていた障害が第 1 等級になるなど、障害等級の内容がより重いものになっている」との説明がある。奥村論文 II (p.211) によると、就労困難になった場合などに休業補償の損失補填が 25 万ポンドまでの範囲で支給される。従って補償の上限は合計で 50 万ポンドである」とある。

-注 14- 奥村論文 I (p.98 ~ p.99) 及び同 II (p.213) によると、重傷害によって就労できない場合、28 週間 (7 ヶ月) を超える期間の喪われた所得について補償が行われる。28 週間までは「法定疾病手当」が出る。給付額は全国平均賃金の 1.5 倍を上限として被害者の所得に応じて補償が支払われる。重障害の場合、住宅改造費や特別の装置費用、身体機能の維持にかかる諸費用、見守り費用の追加費用の加算が検討される。ただし、税金の滞納などがある場合は、検討の対象外となる。

-注 15- 奥村論文 I (p.98)

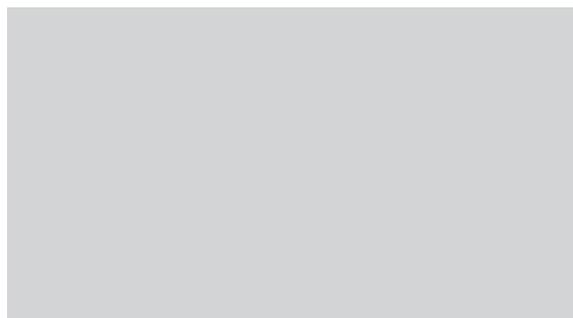
-注 16- 奥村論文 I (p.102) によると、2012 年改正で犯罪被害者が一時的に就労困難に陥ったが、障害等級表の最下限の 1 (1,000 ポンド) に満たないため補償対象とならないことになった者の救済に役立つ裁量的な基金である。2012 年改正でタリフ表の軽微な障害等級 1 ないし 5 を見直して重傷病の手当を厚くしたことにより、「2012 年 11 月 27 日に創設された」とある。奥村論文 II (p.209) によると、「2014 年に制度が誕生した」とある。

-注 17- 奥村論文 I (p.103) によると、被害者賦課金は被害者補償の原資として使われるのではなく、被害者支援活動のための原資とされる。CICA の対応者の説明とは異なる。

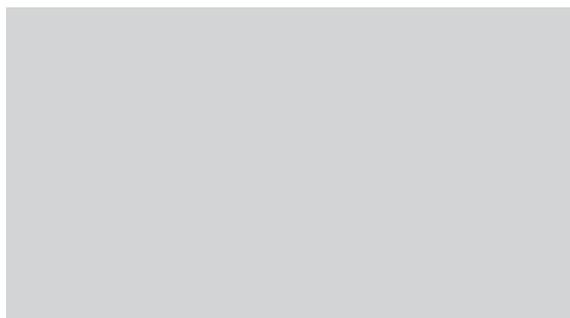
なお、奥村論文 I (p.103) によると、この賦課金制度は 2007 年に設置され、当初一律 15 ポンドが課されていた。同じく犯罪収益を原資 (400 万ポンド) とし、2004 年に制度化された被害者基金 (Victims Fund) も被害者の支援活動の資金に活用されて支援組織に助成が行われてきた。

-注 18- 奥村論文 I (p.103 以下) によると、1972 年導入され、現在の日本の場合 (平成 20 年 12 月導入) と類似し有罪を言い渡した刑事の裁判体が一定の賠償額の支払いを命令する制度である。日本の場合と異なるのは、罰金刑に優先する刑罰であるという点と被告人の資産を考慮して言い渡すため被告人の資力調査が行われ、拘禁刑を科せられた被告人の 1% しかこの賠償命令の言い渡しを受けていない」とのことである。

-注 19- 奥村論文 I (p.101) によると、2004 年に制定された DV、犯罪及び被害者法と犯罪被害補償法により、「国務大臣が有罪となった加害者に対して求償できることになった。しかし現在もこの求償は実行性を持っていない」とある。



CICA の執務室



ジューン・フェローズ氏による挨拶

犯罪被害補償審査会 Criminal Injuries Compensation Authority

所長代理挨拶：ジューン・フェローズ氏

説明者：ジリアン・ペイトン氏（コミュニケーション&リエゾン・マネージャー）

サイモン・ライト氏（ポリシー&デシジョンサポート・マネージャー）

ジューン・フェローズ：本日は、わざわざこちらを訪問していただき、とても光栄に感じている。今日の会議が、ご期待に沿えることを願っている。私どものスタッフ2人が用意した内容で、皆さんがお知りになりたいことをカバーできることを期待している。私たちの活動の大事な部分はすべて盛り込んで、お話ししようと考えているが、それで足りないことは、どうぞ質問していただきたい。こちらは本部がここスコットランドにあるが、英国全土（注：北アイルランドを除く）をカバーしている。それに関しても、この2人から詳しくお話しする。皆さんの訪問が素晴らしい経験になることを祈っている。

ジリアン・ペイトン：私は、コミュニケーション&リエゾン・マネージャーとして、こちらで23年間仕事をしている。まずサイモンから皆さんにお話しする。

サイモン・ライト：私はこちらで16年間働いている。役割は、何か判断が難しいケースがあった場合に、それを手助けするサポート役をしている。今日は、こちらの機関に関することや、私たちがやっている実際の補償の内容と枠組みなどについてお話する予定である。前もっていただいた質問を踏まえて、項目を用意した。

私どもの機関 CICA は政府機関で、法務省に属している。ここでは280名の公務員が仕事をしている。スコットランドにあるが、仕事は英国全土（注：北アイルランドを除く）をカバーしている。政府の予算で仕事をしているので、法制下で議会の決定に従って仕事を進めており、私たちの側からそれについて云々はできない。去年は3万2,000件の新規申し込みを受け、支払い金額は1億7,600万ポンド（300億円弱）に上った。

ペイトン：現在の蓄積事案数は3万6,000件を抱えているが、これは少ない方で、本来は6万件ほどあるのが普通である。90%はオンラインで来る。

税金が財源となっており、最初に支払われたのは1964年の8月1日のことである。それが暴力犯罪による被害を公的資金で補償した最初の例である。実は1964年から、私たちの制度はいろいろな変遷を経ている。一番最近の変遷が、2012年11月になる。しかしながら、まだまだそれで十分とは言えず、これからさらに変遷するかもしれない。

補償の支払いにあたっては、まず判定をしなくてはならず、そのための障害等級表（Tariff, タリフ）という基準を網羅した表がある。その話をまずして、それから実際にそ

の後どうなるのかとか、いろいろな制度について話をする。

判定に際しては、balance of probability (蓋然性のバランス) として、「起きた」ことの「確かさ」が50%以上あるときに、判定を下している。したがって加害者の罪状が確定していなくても、支払いをすることがある。

どういう状況で補償がされるかについて話すと、まず大枠として、補償の要求ができるのはグレートブリテン (ブリテン島) である。つまりイングランド、ウェールズ、スコットランドの3つを指す。その他には、表に記載されているような関連の場所で起きた犯罪によって傷害を負った被害者が請求できる。例えば、英国が管理する、英国に登録されているエアラインでの事故などでの傷害である。次は、英国が管理しているホバークラフトや船舶である。他には、ブリテン島から離れた灯台のようなところが島にある。実際に灯台で誰かが襲われることはないが、考え方としては、そういったところで起きた犯罪にも適用している。

質問：北アイルランドはカバーしていないのか。

ライト：北アイルランドはカバーしていない。

ペイトン：最近追加されたのが、英国から見て海外でテロ被害を受けた人で、現在はカバーされている。EU内で被害を負った英国国民は、被害発生国で補償を求めることができるが、それに関しての手続きをこちらでお手伝いしている。これはEUの中での合意に基づいたものである。したがってEUの他の国も同じことをしている。

質問：それはテロに限られた話か。

ペイトン：国内ではあらゆる傷害をカバーしている。テロ、暴行、放火などである。海外で受けた被害というのはテロに限られる。

質問：その場合、北アイルランドは入るのか。

ペイトン：EU各国がテロ被害を補償する独自の制度をもっているが、その申請の手伝いをする。去年あったのはチュニジアだが、チュニジアにはそのような制度がまったくないので、こちらでするしかないということになった。

質問：テロの場合、3年間のUKの滞在者は被害者救済の対象になるかどうか。3年間英国に滞在している人がテロに海外で遭った場合はどうか。

ライト：それはカバーしない。英国国民でなくてはならない。

質問：英国国民がドイツでテロ被害に遭った場合はどうするのか。ドイツにそういった措置があるのか。そういった場合は両国から補償を受けられるのか。

ライト：両国から補償を受けることはできないが、両国に補償申請することはできる。私たちとしては、発生地で申請することを勧めている。

質問：北アイルランドを除く英国人が、他国でテロ以外の被害に遭った場合、イングランドで補償されるのか。

ライト：それはできない。テロだけが該当する。その他の傷害を負った場合は、被害に遭ったその国で、その国がもっている制度に訴えるしかない。

ペイトン：どういう人が申請できるかという、事件発生時に英国に居住しているか就労している人である。したがって市民権や英国籍がなくてもということが1番目である。次は英国国民で、英国国民であるという証明をすればいいということである。3番目は、英国国民の親族、配偶者や子どもである。

質問：私たちは今、英国に来ているが、外国人旅行者は適用外か。外国人でも長期滞在している人は、1番目の条件で補償されるのか。

ライト：ただ単に訪問しているだけではだめであるが、留学や仕事の関係でこちらに住んでいる場合は該当する。これが1番目の条件である。

ペイトン：EU諸国の国民であること、それからEEA（欧州経済領域）の国民である場合も適用される。人身売買の被害者や政治的亡命者、また難民も適用になる。

ライト：現行版の2012年版は70頁あるが、処遇についてすべて書いてある。端的に言うと、この制度は暴力犯罪被害者に補償提供するものである。暴力犯罪の被害を直接受けた人であって、対象地域はグレートブリテンである。

暴力犯罪とは一体何かというと、簡単そうに聞こえても実際の判定では難しい点も出てくる。どういったものを含むかということ、まず身体的暴行である。2番目は、暴力的性質を有する行為として、例えば、毒を盛るとか、親が子どもをわざと飢えさせるといったことである。3番目は、直接的な身体的外傷ではなくても精神的な外傷として自分に対する暴力への恐怖を感じることである。実際に怪我はなくても、攻撃者からナイフを突きつけられたりピストルを突きつけられたりしたことで、恐怖を感じた場合は、この中に含まれる。

質問：現場に居合わせて事件を目撃し、それで精神的被害を受けたというのはカバーされるのか。

ライト：それについてはこれから話すが、とても大事なことである。

質問：親が子どもを虐待するという例が出たが、いわゆる親族間で、加害者と被害者が同居をしている場合は対象になるのか。

ライト：夫婦の場合、DVがあるかないか判定をするが、例えば、実際に身体的暴力が振るわれた、もしくはそういった危険を感じるといったときには、それが成り立つ。したがって、状況による。

暴力犯罪には性的暴行も含まれる。放火も含まれ、通常は arson、スコットランドでは fire-raising と言われる。

先ほどのことに関して、自分の近い人や愛する人が目の前で暴力犯罪による攻撃を受けたときの精神的ショックはカバーする。大事な点は、目撃をしても、その対象者が自分に近しくて愛情を感じている人でなくてはならないということである。したがって、親や配偶者、子どもの場合になる。全く見知らぬ人が道端でそのような目に遭っているのを目撃したショックは該当しない。

質問：目撃はしていないが、後になって聞かされたとか、遠くにいる家族を殺された場合はどうか。

ライト：その質問に関しては、こちらでも厳しく選別するので、そこまでは踏み込んでカバーしない。例えば、殺されといったことを聞いたり、もしくは、病院や霊安室で対面をしたりしたときのショックはカバーしていない。現場で目撃した場合が含まれる。

質問：第一発見者だった場合はどうか。起こったときは見ていないが、結果を一番に発見した第一発見者の場合。

ライト：その人が精神的傷害を負ったことを証明できれば、カバーしている。交通犯罪は通常はカバーしない。しかし意図的に車を使用して相手を攻撃した場合はカバーする。

質問：たくさん酒を飲んだ酩酊状態で、あえてハンドル握って運転して事故を起こした場合はどうか。

ライト：それはカバーしない。先ほど申したように、車を使って相手を襲おうという意図が見られることがない限り、酔っ払っていようが、注意散漫の結果であろうがカバーしない。

質問：薬物を服用していた場合はどうか。

ペイトン：同じである。

質問：最初からひき殺すつもりでなければいけないということか。

ライト：殺意などの意図をもって車を使うことは暴力犯罪に含まれるが、そうではない事故は暴力犯罪ではない。

ペイトン：そのような場合は大抵、車の保険を勧める。車をもつ人の保険を使うことになる。

ライト：他に犬などの動物による被害であるが、これも車の場合と似て、犬を意図的にけしかけて傷害を負わせた場合以外は当てはまらない。実は、英国の場合、犬に噛まれた被害者からかなり申請がある。イギリスではもちろん、「危険な犬」というカテゴリーがあり、その場合は、これこれこういった状態で犬を保管しなくてはならないという法律がある。

ライト：一般的に、スポーツ競技をしている最中に受けた傷害については、私どもはカバー

しないが、競技の最中に故意に相手を襲ったことが確認された場合は例外となる。

ライト：補償を受ける資格の有無については、暴力犯罪被害者であっても受ける資格がないという場合もある。まず、こういった暴力犯罪の場合はすべて、警察に届けることを私たちは要求している。被害を受けても警察に届けていない場合は支払いをしていない。

質問：それは性犯罪の場合も同様か。

ライト：性犯罪被害者の場合でも、警察通報が必要である。ただし通報するまでに何年もかかる場合があることも理解している。タイムリミットはないが、了解できる範囲でということになる。例えば、道で襲われたというような場合は、ただちに通報するものと考えている。

質問：近しい人の間とか、近親者による性的暴行の場合はどうか。

ライト：そういった場合には、被害者が警察通報することができるようになれば、20～30年経っても、私どもはそれを取り扱うことがある。それはケースごとの状況によって違ってくる。

質問：一応2年間という請求期限があるように資料では読めるが、それとの関係ではどうか。

ライト：それが原則だが、例外がある。例外の一つが、かなり前の性的虐待である。原則については、後ほどまた触れる。

質問：警察に届け出をした場合に、警察が認めるとか、証明がきちんと必要なのか。警察に届けただけではダメなのか。

ライト：通報さえすれば、警察がそれを適切に、本人が思ったように扱ってくれなかった場合でも、最初に話したように、50%以上の確率といったことをこちらで認めれば、それを私どもは処理している。

もう一つあるのは、警察に対する協力を被害者がすることである。協力というのはどういうことかと言えば、調書作成に協力することが一つである。2番目は、犯人の顔を判別するための面通しに立ち会うなどである。3番目は裁判に出廷することである。これが、さっき言った協力ということを指している。

ライト：もちろん、今言いました協力を、こちらもしていただきたいわけであるが、性的犯罪の場合は難しい面もある。実際に出廷したり、面通しに立ち会ったりすることはストレスがかかることなので、それは状況ごとにこちらで判断している。

そして警察の調査によって、被害者も事件を誘発したというか、例えば、事件が起きるきっかけを作っているというような場合である。何も本人が先に手を出したというだ

けではなく、本人が言った言葉が、攻撃者を刺激したことなどがわかった場合は、それを加味して、こちらがどう扱うかを考慮している。

質問：減額ということか。

ライト：減額かもしくは不払いにつながる。それには全体の中の割合を考える。被害者が責任を負うのは、どれくらいの部分かということである。

たとえばジリアンに対して、私がひどい言葉を浴びせて、ジリアンが私を刺した場合、私は100%の被害補償を受けることはできない。

質問：被害者の前科前歴はどうか。

ライト：それも考慮している。警察のリストで網羅的にすべて洗い出す。その中で、今言われたようなこととか、薬の売人であるとか、ギャングのメンバーであるとか、もろもろの犯罪歴がわかった場合は考慮する。

質問：公的給付、例えば労災の給付金など、公的な支援とダブった場合は調整の対象になるのか。保険でカバーされた場合も調整されるのか。

ライト：端的な答えとしてはイエスだが、それについては、これからまた話す。端的に言うと、私ども以外で何かの補償を受けた場合は、減額して、私たちの通常出す全額補償にはならない。

家庭内暴力で成人同士の間の暴力の場合、非常に大事なことは、被害者がもうすでに加害者とは一緒に暮らしていないということが前提となる。どうしてかということ、私たちの財源は税金である。国民がそういった状況を見たときに、どう思うかということである。夫婦もしくはパートナー同士で暮らしていたり、互いにコンタクトを取ったりし続けていて、なおかつ私たちの税金がそれに使われていけば、それは補償が加害者の利益になる可能性があるということで、これは容認できないことになる。

ごくまれだが、被害者が加害者のもとに戻ることがあり、支払いを拒否する場合がある。婚姻関係にある場合は、一時的別居ではなく、離婚することが期待される。いったん支払ってしまえば、チェックしないので、その段階でのエビデンスで判断することになる。

ペイトン：被害者と加害者の関係がどうなっているか、警察に協力を仰ぐこともある。

質問：被害者がシェルターに避難するなど別居しているものの、離婚が成立していない場合はどうか。

ライト：離婚までつながらなくても、同居していないことが認められた場合、それから、すぐにまたその男のもとに戻る可能性は低いことが認められた場合は補償する。

質問：親と未成年の子どもの間の場合はどうか

ライト：いま話したのは成人同士の場合である。子どもが被害者の場合は、親から離れ

て暮らすことができない場合があるので、それでもこちらはそれを取り扱っている。実際には、地域の相談機関が慎重に、施設や里親などを探し、子どもを危険な状況から引き離す努力をしている。

質問：「犯罪被害者」という言葉と「暴力犯罪による被害者」という言葉と、違って考えているということか。

ライト：まず暴力犯罪を想定している。暴力犯罪であれば、加害者が特定されていなかったり起訴されていなかったりしても補償する。犯罪被害といっても、例えば、家に帰ってきて、家が荒らされ物が盗まれている、これは暴力犯罪ではない。それに当てはまらない犯罪被害の場合は扱わないということである。

質問：英国では、そういう補償関係等は一切やらないということか。

ライト：組織的に被害補償するような、他の組織はない。したがって、押し入って何か盗まれた場合は、保険でカバーするか…。

ペイトン：もしくは、犯人が捕まった場合は、法的手続きによって犯人に支払い能力があれば、賠償させるかである。自動的に、受けた被害に対して支払いをするような組織はない。

質問：ビクティムファンド（被害者基金）とか、ビクティムサーチャージ（付加金）、つまりマジストレイト（簡易裁判所裁判官）が、窃盗とか財産犯罪についてサーチャージをかけたり、ファンドで付加したりして被告人から取る。そういう、財産犯罪に対するカバーはあると思うが。

ライト：それは少額である。簡易裁判所が取った措置と、私たちが実際に支払うべきものが重なった場合は、簡易裁判所で出た金額を私たちの方から差し引くことになる。

質問：殺人などの場合の遺族に対する補償はあるか。

ライト：それについては、これから話す。それはイエスである。

先ほどあったように、事件が起きてから2年以内に申請するということである。例えば家庭内で繰り返されたようなものでも、最後に起きてから2年間ということを私どもは打ち出している。

しかしながら、被害を受けたのが子どもの時であってという場合は、すぐにそれを申請することはできないので、そういったことは考慮される。実際は、成人してから振り返って昔のことに対する被害補償を、私どもも受けつけるケースがある。そして、性的虐待の場合は2年と厳密に区切ることはしない。

障害等級表では3段階に分けている。最も深刻な傷害の場合は100%出る。次の段階の場合は30%、一番下の段階の場合は15%というランクに分かれる。これは、頭からつま先まで部位に分けて、それぞれ段階分けしてある。

質問：死亡したケース、遺族が補償を受けるケースについて。私どもは1から25までに等級と考えていたが、今の話だと3段階だが、後遺障害の等級でどういう議論がされた後に、被害者遺族に対する補償の話があるのか。その先後関係を聞きたい。

質問：この表の中で、死亡と障害が等級で一緒になっているということか。

ライト：そうである。その中に死亡のところもある。

質問：死亡は100%？

ライト：もちろん傷害を受けた場合は、被害者本人に対しての支払いになる。例えば、生きている間に被害者本人が補償を受けて、それがもとで亡くなった場合は、遺族に対してというように両方出るということである。

質問：例えば、犯罪事件で、刺されて即死、拳銃で撃たれて、その場ですぐ亡くなった場合も、この等級の中に入れられるのかどうか。

ライト：はい。遺族と認められた人、つまり親、配偶者、子どもであるが、その人数にかかわらず、1人頭5,500ポンドが出る。

質問：額は、後でまたいろいろ説明していただきたい。

死亡したケースと、それから、傷害を受けました、治療を受けました、傷害は腕が1本なくなった、目が一つなくなったというケースと、傷害を受けました、治療しました、治りましたというケースは、同じ等級の中に入っているのか。

ライト：はい。いわれたことすべて網羅するようというので、このタイプを考えている。後遺症が残るような傷害の場合、目がなくなり足がなくなりというのは、それぞれそういった条項があって、なおかつ、治療を受けたら治ったケースなども、これに当てはまるといったふうな条項がある。

質問：日本は治療費と後遺障害は分けている。

ライト：私どもの障害等級は、あらゆる傷害の項目を取り上げている。かつ、傷害への給付に加えて休業補償やケア補償などは別の給付がある。

しかしながら、傷害については、1,000ポンドからで、これは例えば軽い骨折のようなものである。非常に深刻な傷害だと、上限25万ポンドで、これは脳損傷だとか、麻痺が残るような場合である。その中間には種々の等級がある。

質問：死亡して遺族に払われる場合と、後遺障害で、腕がなくなった、目がなくなったという場合で本人に払われる場合と、傷害を受けました、治療したら治りましたという三つに日本の場合、分けているが、英国の場合は全部が、死亡の場合も含めて、この中に入っているということか。

ライト：端的に言うとイエスである。そして、先ほど申したように、休業補償だとか、なおかつ、その方が生涯を通じて、あるケアを受けなくてはいけないコストだとか、子どもの場合は親が亡くなった後に、何か子どもが育つのに必要なもろもろ、そういった別の配慮はある。しかしながら、そうでない、今申したメインの三つは全部カバーするような障害等級を用意している。

質問：資料を読んでいると、死亡の場合は上限があって50万ポンド。大体日本円で8,000万～9,000万、これが上限だと。1級から25級まで、一番上の25等級だと4,000万ということは25万ポンド。だから、上級の25万ポンド、4,000万のメッセージと、死亡した場合の上限の50万ポンドで8,000万。これは160円換算で。資料にそういう2つがあって、死亡の場合と25段階と違うような資料もあるがどうなのか。

ライト：言われたことは合っている。それは結局、今言った、レベル1が1,000ポンド、25が25万ポンドである。

質問：それとは別枠で、死亡の場合で50万ポンドの上限というのも資料にあるが。

ライト：そのとおりである。これは遺族が何人いても、死亡者1名に対して合計で最高が50万ポンドということである。

質問：それは死亡の場合に限らずに、例えば植物人間になって寝たきりになっているような場合も同じか。

ライト：それが上限ということであり、そこに至らない場合もある。どういうことかという、逸失利益とか、その人の平均寿命から見た余命によって違って来るし、かかるケアのコストも違って来る。したがって、そこまでに至らないこともある。それにも上限として当てはまるということになる。

質問：25万ポンドを越す場合もあるという理解でよろしいか。

ライト：上限50万ポンドまで、そう解釈していただいて結構である。

質問：今の逸失利益、生涯収入の減額の問題と慰謝料の問題、精神的被害の問題についてはどうか。

ライト：慰謝料は、スコットランドの法律用語として、苦痛への支払いということで、それはこの障害等級スキームとは別になる。

質問：関連するが、1996年を挟んで、その前は裁判所が損害の算定をして、認めるであろうという予測値でもって補償を決めるというのが、それ以降は裁判所の判決はまったく関係なし、無視して、英国議会が定める基準でもって、今のタリフでもって補償するようになったように資料には書いてあるが、これは何か理由があるのか。

ライト：おっしゃるように1996年までは、法廷でどのような判決が出るかといったこと

は、上限が設置されてなかったわけである。ということは非常に高くなる傾向になっていたので、それはとても払い切れないということで、議会で決めて、これ以上は払わないということで、この障害等級ができた。

質問：それは、生涯賃金の減額をすべて…。例えば、その人が20歳で犯罪被害に遭った。あと47年間働けますよと。その47年間の減額部分ですね。例えば、手がなくなった。そしたら、手があるときには100%働けたのに、手がなくなることによって例えば40%しか働けなくなった。あと60%を生涯、67歳までの分を計算してよと。ただしそれは、67年の先の話ですから現在値に戻さなきゃいけない。それは複利計算、ライブニッツとかホフマンとかありますけれども、今はホフマン係数を使っているが、そういうような計算はあるのか。

ライト：私どもは、少しでも働ける場合は、逸失利益までは考えないこともある。腕がなくなっても働けるかどうか。腕がなくなったという障害に対する補償であって、それから後の逸失利益に対しての補償ではないというように給付を厳格に考えるようになった。それが最近の2012年の改革である。

質問：重要なところだと思うが、そうすると長期にわたる逸失利益はカバーしないということか。

ライト：全く働けなくなったら、逸失利益は考慮できる。しかしながら、腕がなくなっても、義手をつけることもできる。前と同じ仕事はできないにしても、何か生計を立てるものがあるだろうという場合は、逸失利益は考慮しないことになる。

ライト：実は、障害者に対する救済措置というのは別の部署でやっている。

質問：それは同じ政府機関で？

ライト：政府機関だが、別の部署で、労働・年金省がカバーしている。

質問：確認だが、暴力犯罪を受けた被害者が精神的に、例えばうつになったり、肉体的な被害ではなくて目に見えない被害に遭ったり、性暴力もそうだが、それはタリフの中に盛り込まれ考慮されているか。

ライト：それも入っている。PTSD、うつ病、不安症など、それについて、またこれから話す。

性犯罪の場合は下限、上限が、このように1,000ポンドから4万4,000ポンドまでである。4万4,000ポンドの場合は、その性犯罪の結果、非常に重篤な精神疾患を患うといったことが当てはまる。

心理的外傷で大事なことは、支払われる条件として、精神疾患が障害として、その人の生活に支障をもたらしていることの診断が必要ということである。それも短期ではなくて、症状が最低6週間持続することが必要となる。診断は、臨床心理士もしくは精神科医によってされなくてはならない。

その前に、英国の場合だと一般家庭医（GP）というのがある。普通はこれが一次医療なので、そこを通じて他の専門家に行くわけだが、一次医療の家庭医の診断では支払えない。さらに専門家の診断が必要となる。

支払われる金額は、その状況がどれくらい持続するか、生涯残るものか、といったことが関わってくる。一過性の不安などは対象とならず、少なくとも6週間持続していることが認められなくてはならない。そして、日々の生活に相当の支障を生じていることが証明されなくてはならない。

質問：報告したときは6週間経っていて、6週間ずっと、そういった状態だったが、今はもう治っている人に対しても払われるのか。

ライト：その通りで、治った後でも支払う。6週間から28週間の間、障害が認められていれば、例えば、1,000ポンドとなる。

質問：28週つまり7カ月というのがポイントになるようだが、7カ月を超えて初めて補償が行われるタリフもあるのか。

ライト：6週間から28週間まで。次が、28週間から2年まで、2年から5年まで、5年以上という、それぞれの段階がある。それは全部タリフになっている。

ライト：先ほどの話で、全く働けない場合は、やはり考えなくてはならないということがあった。全く働けない場合、1年間に2,000ポンドの補償ということになる。

その他に特別経費として、介護費用が出る。重傷者に対しての補償としてである。衛生面、食事の世話、危険のないようにする見守りなどにコストがかかる。それに対しての配慮がある。

質問：今、2,000ポンドと言われたが、それは1件に1年間の話なのか、1回限りの話なのか、続くのか。

ライト：その状況が続く限りということである。年間の金額がこれなので、それが続けられる。しかしながら、5年で治る。もしくは、復職できたような場合は、それで終わりとなる。

亡くなった場合、遺族に対して、死亡者一人につき5,500ポンドとなる。子どもが遺族の場合は、親がいなくなって、成人するまで困るといったことがある。それも加味して別の支給もある。妻が夫に経済的依存を100%していた場合は、それも加味される。これは特別措置だが、毎年、年金のように払うわけではなくて、一時金として計算して支払う。子どもが10歳であって、18歳までの間のそういった特別措置ということで、まとめてその時に支払われる。妻の場合は、夫が何年まで生きて何年まで働いたと仮定して、一時金を支払うことになる。

質問：日本の場合は平均余命というのをを出して、平均余命の例えば半分とか、67歳までとか、そういう一つのフィクションを作って、その間を将来的に補償する。平均余命のほかに労働可能年数として、67歳まで全額を原価に直す。67歳を超えると平均余命の半分。例えば70歳で被害を受けた。男性の場合と女性の場合で平均余命が出ているので、その半分以上を将来賃金ということになる。

ライト：67歳までというのは、こちらと同じである。しかしながら、超えた場合、これは全く考慮しない。したがって、5,500ポンドで終わりとなる。

質問：妻とか孤児は、先ほどの上限の50万ポンドになるのか。それは1回限りか。

ライト：その通りである。遺族が何人いて、さっき言った逸失利益がこれくらいあってと計算して、でも、最高で50万ポンドということである。

先ほど申したように、そのほかの措置により補償がされた場合は、私どもの補償の額を減額する。

私たちの制度に関する説明は大体これくらいで、そのほかに、ジリアンから2、3お伝えしたいことがある。

ペイトン：補償の枠組みに対して申請するわけだが。申請された場合、それをどう処理するかということでは、やはり事実確認をしなくてはならないのでそれについて話す。

まず前提条件として警察に報告が必要であるから、警察からの報告をもらう。その時の状況はどうであったか、申請者の性格だとか、どういう人で、事件に関与していないかとか、もろもろのことである。

顔を合わせて申請者と話をすることはなく、書類を通じて審査をしている。警察だけではなく、医師の所見も含める。まず警察で給付資格があると認定された後、次は医学的な面に入る。そこで申請者本人と連絡をして、今どういう状況であるのか、症状があるのかどうか、症状があった場合に、どのような治療を受けていて、予後はどうかということを知って、診療録を提出してもらう。

その後、治療が継続中であった場合は治療終了までケースを保留する。様子を見て、傷害の内容が明白になるまで待つ方がよいこともあるからである。十分な情報を集めた後、こちらの判断として、100%支払うか、減額するかを判断する。申請者がその時にした、もろもろの行為だとか、その人の性格だとか、それによっては減額、もしくは全くの不払いといったことにもつながることがある。

それに対して不服があった場合は、再審査を、こちらに依頼してくることになる。しかしながら、それでもまだ不満であるといった場合は、法廷に訴えることになる。法廷に対しては、こちら側は何の干渉もできない。

結果として回答は同じかもしれないし、もしくは前の決定よりは、高くなることも低くなることもあり得る。

ペイトン：補償は、額を計算して、電子トランスファーで銀行口座に一括して支払う。外国に送金することもできる。

質問：たぶん、原則、一時金で支払うということであろうが、毎年一定額をいわゆるトラスト、信託でもって年金を選択することは可能かどうか。

ペイトン：本人がお金の扱いができない場合は信託になる。

ライト：子どもの場合などである。

ペイトン：18歳に子どもがなるまで、われわれの方で特別口座にそれをキープする。親が「子どもの教育にそれを下ろしてほしい」とか言っても、なるべくしないような手だても取れる。

英国には、そのほかに慈善組織がある。ビクティム・サポートなども慈善組織である。そちらからもろもろの措置があった場合は、私どもの出した補償額は減額しない。私たちはあくまでも、他の公的な補償があった場合に、その分を減額している。

質問：ここの補償システムは、一般的によく知られているのか。被害者にどのように伝えているか。

ペイトン：大体的場合は警察から被害者に紹介している。これは法務省などの関係官庁との合意によっている。またビクティムズ・コード (Victims' Code) という文書が、イングランドとウェールズにあって、スコットランドもこれから作成するところである。これは、被害者が受けることのできるもろもろの権利を書き記したもので、その中にこちらの組織のことも含まれている。

質問：最近できた困窮基金についてはどうか。

ペイトン：困窮基金は、2012年に改革があったときに導入されたものだが、それに関する申請はすべて、いったんビクティム・サポートを通じなくてはならないことになっている。これはイングランドとウェールズだけで行われている。これはどういった場合に当てはまるかという、こちらで設定している障害の度合いに達しておらず、なおかつ、被害者本人に収入がなくなってしまう、実際に生活が困窮しているときに申請できるものである。現実には、あまりケースはない。あまり申請がない。

質問：1年間で50ポンド、1件が50ポンドなのか、よくわからないが。

ペイトン：平均120ポンドの一時金である。4週間分ということでの120ポンドの支払いということである。それ以上カバーしない、そういう基金である。

質問：これは迅速に出るのか。

ペイトン：非常に迅速に処理され、支払いもされる。と申すのは、私どもは、その事実確認をしていない。すべてビクティム・サポートを信用して行っているので、ビクティムサポートの方で、それはやってくれている。

質問：資料の中に「1,300件の申請があるのに100件しか認められてない」という資料も

あるが、そんなことはあるのか。

ペイトン：その通りである。1,300件というのは、ビクティム・サポートを通じて来た件数なのかというと、その通りである。それでも、それだけ支払われた件数が少ないのはなぜかかというと、ビクティム・サポートの方で、これは合うんじゃないかと思って送ってきたのを審査すると、やはりまだそれに合わないといったケースもあるし、それから、申請した本人が犯罪者であったということもある。それなので、合致しない。

質問：困窮基金とは似て非なる制度ということでお聞きしたいのが、緊急かつ必要とする場合。例えば、殺人事件がそこで起こり、その部屋からすぐ出て、どこかへ引っ越したいが、引っ越し費用がかかる。もしくは、その現場を修復しないとそこでは住めないとか。性犯罪の場合には緊急医療ということで、いろいろな検査などのもろもろの費用とかである。そういう、非常にすぐお金がいるというものに対する何か制度はあるか。

ペイトン：それは私どもの組織ではしていない。警察もしくはビクティム・サポートでしてくれる。ほんとに部屋じゅう血だらけで、これを何とかしないと住めないということはある。

質問：さっき、子どもの遺族に対しては別の支給があると言われたが、教育資金とか育英資金のようなものは全く別の機関がやっているのか。

ペイトン：英国の場合、各地方自治体で社会福祉部というのをもっている。福祉は地方、医療は国でというのが英国の方式である。そういうもろもろの審査は、そちらの方になる。教育は英国では無料である。

質問：この仕事をする際に大変なことはあるか。それと課題は何か。

ペイトン：いずれにしても、いろんな事実確認をするといったことが、なかなか大変なことがある。警察だとか医療的な調書が、迅速に来ないこともある。

質問：医療調書に関しての審査では、こちらに医師はいるのか。

ペイトン：医学専門家はいない。したがって、それも難しい点である。

質問：職員280名の中に医療はいないとのことだが、法曹関係者はいないのか。

ライト：小さいチームだが、それはいる。5人で、事務弁護士である。それは、私どもの措置に照らし合わせてみて、問題があるかないか。これそのものに問題があるかどうかということも含めて、いろいろ調べるとのことである。

ライト：人間的に見て難しい点は、「今回は残念ですけれども、あなたの申請は却下されました」ということを言うときである。性犯罪を受けた人に対して、「いろんな事実確認をしても、大変申し訳ないけれども、それはこちらとしては確認できなかった」ということを言うときが大変である。それを書くことも含めて。

ペイトン：そのために、私どもはイングランド、ウェールズ、スコットランドのビクティム・サポートと綿密に協力しているし、弁護士などに対しても、そういう関係を保っている。関わった組織からフィードバックをしてもらっている。

私たちにはエンゲージメントグループというのがある。どのように関わったかということの、私どもも自己審査というか、それを綿密に考えている。

ライト：私どもは逆に、礼状をもらうことも往々にしてある。それは何かというと、警察が犯人を捕まえられなかった、あるいは法廷でも被害者自身が望むような正義がもたらされなかったにもかかわらず、こちらでは公的に彼らの被害を認定してくれたという、そういう感謝である。

(反訳監修：飛鳥井 望)

ようこそ

日本の全国被害者支援ネットワークの皆様

ジューン・フェローズ
顧客・法人支援責任者
犯罪被害補償審査会

1

CICA（犯罪被害補償審査会）と 犯罪被害補償制度について

ジリアン・ペイトン&サイモン・ライト

2

CICA（犯罪被害補償審査会）について

- ▶ 約280名の公務員が所属する政府機関
- ▶ 議会によって承認され一般財源でまかなわれる法定制度を運営している
- ▶ 昨年は約32,000件の申請を受け付け、総額1億7600万ポンドの給付を行った

3

犯罪被害補償制度について

- ▶ 1964年8月1日以降の暴力犯罪事件に対し、公的資金から補償金を給付することが出来る
- ▶ 1964年以降、現在までの様々な制度
- ▶ 過去20年間は「等級表」に基づく制度を利用してきた

4

犯罪被害補償制度について

- ▶ 全ての裁定の基礎となるのは
蓋然性のバランス
- ▶ そのため補償金給付に刑事上の有罪判決は必要としない

5

犯罪被害補償制度について

- ▶ グレート・ブリテン内もしくはその他の列記された該当する場所における暴力犯罪被害者である場合にのみ補償を請求することが出来る。
- ▶ 該当する場所とは：
 - 英国の管理下もしくは英国軍の航空機
 - 英国の管理下もしくは英国軍のホバークラフト
 - 英国軍艦船もしくは航行用船舶
 - グレートブリテン海岸沖の灯台

6

申請資格者とは？

- ▶ 英国（UK）の一般居住者
- ▶ 英国国民
- ▶ 英国国民の近親者
- ▶ EU（欧州連合）もしくはEEA（欧州経済地域）の国民
- ▶ 人身売買の被害者もしくは亡命者

7

暴力犯罪とは？

「該当する場所でなされた暴力犯罪の直接の被害者であることに直接起因する傷害を負う者は、当制度で給付を受ける資格がある」

8

暴力犯罪とは？

- ▶ 身体的攻撃
- ▶ 暴力的性質のある行為もしくは不作為
- ▶ 差し迫った暴力への恐怖を人に与える脅し
- ▶ 性的暴行
- ▶ 放火
- ▶ 大切な人が暴力犯罪で傷つくのを目撃

9

暴力犯罪でないもの

- ▶ 傷害を負わせる意図で車両を利用した場合以外の車両人身事故
- ▶ 傷害を負わせる意図で動物を利用した場合以外の動物による傷害
- ▶ 参加することに同意した者に対するスポーツ傷害

10

資格基準

- ▶ 警察への通報
- ▶ 加害者に法の裁きを受けさせるための協力
- ▶ 申請者の行動
- ▶ 申請者の犯罪歴
- ▶ 申請者の人格

11

資格基準—家庭内暴力

- ▶ 被害者と加害者がともに成人で同居を続ける場合には給付されない
- ▶ 加害者が給付によって利益を得ることが決していないよう確認する

12

申請期限

- ▶ 事件発生日から2年以内に申請することが求められる
- ▶ CICAがある期間にわたる虐待を扱う際は、最後の事件から2年
- ▶ 子ども時代に被害にあった者には特定の配慮をする
- ▶ 特別な状況により期限が延長されることもあり得る

13

障害給付金等級表 (Tariff=等級表)

- ▶ 当制度によってCICAが給付できる対象は最も重篤な3つの障害のみである
- ▶ 障害補償額は1,000ポンドから250,000ポンドの範囲
- ▶ 障害等級表は2つの部門に分かれている—身体的・精神的外傷および性的・身体的虐待による傷害
- ▶ 性的暴行の等級付けは1,000ポンド～44,000ポンドの範囲

14

障害給付金等級表—精神的外傷

精神的外傷の給付を行うには：

- ▶ 申請者が日常生活に支障をきたすほどの精神疾患と診断されること
- ▶ その疾患が最低6週間継続すること
- ▶ 臨床心理士もしくは精神科医による診断であること

15

その他の給付

個々の傷害に対して補償金が支払われると同時に、CICAは以下に対して補償金を給付できる；

- 逸失利益
- 特別経費—ケアのニーズ
- 遺族補償金—近親者の死亡、18歳未満の子どもの親の死亡、扶養者の死亡および葬儀費用の払い戻し

給付金の総額は500,000ポンドを超えてはならない

16

他の財源からの補償

- ▶ 給付金は、同一の傷害に対し他の公的機関の裁定で当該被害者に与えられた補償金もしくは賠償金によって減額される

17

証拠の収集

- ▶ 我々は警察の証拠に頼るところが大きい—すべての案件について警察の報告書を請求する
- ▶ 警察は当該事件が通報されたことを確認し、証人の供述に対し事実に基づく説明を提供する
- ▶ 警察は申請者の側に協力不足があればいかなることも我々に伝える
- ▶ 警察はまた、犯罪歴を含め、あらゆる行動や人格に関する問題を我々に伝える

18

医学的証拠

基本的な申請資格が満たされると、申請者は以下を求められる:

- ▶ 自分が負った損傷を確認する
- ▶ 現在の体の状態の詳細を申告する
- ▶ 受けた治療、もしくはこれから受ける予定の治療の詳細を申告する

19

裁定

裁定は次のいずれかとなる;

全額もしくは減額での支給、もしくは申請の却下

20

再審査および不服申し立て

- ▶ 再審査請求、さらに独立した審判所に不服申し立てする権利
- ▶ 申請者は再審査請求もしくは不服申し立ての理由に裏付けとなる証拠を添えなければならない
- ▶ 再審査および不服申し立てによる裁定は先の裁定と同額、より高額、又はより低額となり得る

21

受給

- ▶ 給付は一括払いで行われる
- ▶ 一括給付は通常、申請者の銀行口座に電子送金で行われる
- ▶ 外国の銀行口座への支払いも可能である

22

他の経済的支援

- ▶ 経済状態への支援が、政府の社会保障給付制度から受けられる
- ▶ 地方自治体や各チャリティからも支援が受けられる

23

何かご質問は？

24